淡路障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 淡路圏域における障害者相談支援が円滑に機能し、当事者の地域生活の向上と社会資源の充実に向けた活動に寄与するため、洲本市、南あわじ市、淡路市(以下「共同設置市」という。)は、淡路障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

- 第2条 協議会は、次に掲げる関係団体の推薦を受けた者のうちから、共同設置市の選任 を受けた25名以内の委員をもって組織する。
 - (1) 相談支援事業所
 - (2) 共同設置市の健康福祉部
 - (3) 兵庫県洲本健康福祉事務所
 - (4) 学識経験者(淡路医師会)
 - (5) 障害者当事者団体又は家族団体
 - (6) 教育機関及び雇用関係機関
 - (7) 障害者支援(福祉)施設及び障害福祉サービス事業所
 - (8) その他障害者福祉の推進に関する関係者

(任期)

第3条 協議会の委員の任期は、2年間とする。ただし、当該委員が欠けた場合における 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長、監事)

- 第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は2名とし、本会の会計を監査し、協議会に報告する。 (運営)
- 第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くこと ができる。
- 4 委員は、その代理の者を出席させることができる。
- 5 協議会の会議は、概ね年4回開催するものとする。 (所轄事務)
- 第6条 協議会は、次に掲げる事務を所轄する。
 - (1) 障害者自立支援に係る総合調整推進に関すること。
 - (2) 障害者相談支援事業に関連する福祉、保健、医療機関の調整、情報交換及び連携に 関すること。
 - (3) 委託相談支援事業所の運営の評価に関すること。
 - (4) 地域の関係機関ネットワークの支援及び構築に関すること。
 - (5) 社会資源の充実に向けての活動及び淡路3市の障害福祉計画に関すること。

- (6) 権利擁護に関すること。
- (7) 日中サービス支援型共同生活援助事業の報告・評価に関すること。
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な事務。

(運営委員会)

- 第7条 前条の事務を円滑かつ有効に行うため、協議会に運営委員会を設置する。
 - 2 運営委員会は、部会代表、3市の担当及び洲本健康福祉事務所をもって構成する。 ただし、運営委員会が他の関係者の参加が必要と認めた場合は、この限りでない。 (部会)
- 第7条の2 地域の現状を把握分析し、課題の整理と解決にむけて、各部門に次の部会を 設置する。
- (1) こども部会
- (2) はたらく部会
- (3) くらす部会
- (4) サービス管理責任者等部会
- (5) 居宅介護事業所部会
- (6) 相談支援事業所部会
- (7) 障害福祉担当者部会
 - 2 前項に掲げる部会のほか、障害者福祉推進のため必要と認められるときは、共同設置市の承諾を得て部会を置くことができる。
 - 3 各部会の運営基準については、別に定める。 (会計)
- 第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 - 2 協議会の経費は、共同設置市の負担金、寄附金その他収入をもって、これにあてる。 (庶務)
- 第9条 協議会の事務局は、2年の任期による淡路3市の持ち回りとし、各市の障害福祉 担当課に置く。ただし、3市協議の上、事務局を委託することができるものとする。 (守秘義務)
- 第 10 条 協議会の委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成19年6月26日から施行する。 第1次改正附則
- この要綱は、平成20年5月23日から施行する。 第2次改正附則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 第3次改正附則
- この要綱は、平成21年6月11日から施行する。 第4次改正附則
- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

第5次改正附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 第6次改正附則
- この要綱は、令和3年6月1日から施行する。 第7次改正附則
- この要綱は、令和6年6月1日から施行する。